

○西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例

平成 30 年 9 月 27 日

条例第 28 号

(設置)

第 1 条 市民及び本市への来訪者に対し、観光に関する情報並びに本市の雄大かつ自然豊かなフィールドを活用したアウトドア・アクティビティに関する情報及びサービスを提供するとともに、アウトドア用品の購買等及び地場産品等の購買の場を提供することにより、交流人口の拡大と地域産業の振興に資するため、次の施設を設置する。

名称	住所
西条市アウトドアオアシス石鎚	西条市小松町新屋敷乙 2 2 番地 2 9

(事業)

第 2 条 西条市アウトドアオアシス石鎚（以下「アウトドアオアシス」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光に関する情報の提供に関すること。
- (2) アウトドア・アクティビティに関する情報及びサービスの提供に関すること。
- (3) アウトドア用品の購買等のための施設の提供に関すること。
- (4) 地場産品等の購買のための施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めること。

(職員)

第 3 条 アウトドアオアシスに必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第 4 条 アウトドアオアシスは、無休とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第 5 条 アウトドアオアシス（キャンプ場を除く。）の開館時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 大ホール、中会議室、小会議室、クライミングウォール、ボルダリング施設、イベント広場又はキャンプ場（以下「大ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、大ホール等の使用に際して特別な設備をし、又は備付け以外の器具等を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により特別な設備をした場合の費用は、使用者が負担しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大ホール等の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) アウトドアオアシスの施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

5 市長は、第1項及び第2項の許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第7条 使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、後納させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付した使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき。

(2) 使用開始の日前5日までに使用の取りやめ又は変更の申出があった場合で、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

（目的外使用等の禁止）

第9条 使用者は、許可された使用の目的以外に大ホール等を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 第6条第4項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (2) 使用の許可申請に偽りがあったとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による使用の許可の取消し、又は使用の停止若しくは制限によって使用者が受ける損害については、その責めを負わない。

(使用者の原状回復義務)

第11条 使用者は、大ホール等の使用を終了したとき、又は前条第1項の規定により使用の許可が取り消され、若しくは使用を停止されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(入居の許可)

第12条 第6条の規定は、アウトドア用品売場又はおあしす市場（以下「売場等」という。）の入居の許可に準用する。

(入居の許可の要件)

第13条 アウトドア用品売場に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) アウトドアに関する専門的な知見や業務経験を持ち、継続的な事業展開が期待できる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 おあしす市場に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地場産品等、その加工品等の販売経験を持ち、継続的な事業展開が期待できる

者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(入居の期間)

第14条 第12条の許可の期間は、5年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、期間を延長することができる。

(入居使用料等)

第15条 売場等への入居の許可を受けた者（以下「入居者」という。）は、別表第2に定める売場等入居使用料（以下「入居使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、月の途中で新たに入居し、又は退去したときは、当該月の入居使用料は日割計算による。

2 前項に定める入居使用料は、毎月、月の末日までに当該月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で退去した場合は、退去した日までとする。

3 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気の使用料

(2) 水道の使用料

(3) 前2号に掲げるもののほか、入居者が負担しなければならないと市長が認める費用

4 前項に定める費用は、請求のあった日の属する月の末日までに納付しなければならない。

(入居使用料の還付)

第16条 第8条の規定は、入居使用料に準用する。

(入居者の管理義務)

第17条 入居者は、売場等の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において管理しなければならない。

2 入居者は、市長の承認を得ないで売場等を改造してはならない。

(入居の許可の取消し等)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 第6条第4項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(2) 入居の許可申請に偽りがあったとき。

(3) 入居の許可の条件に違反したとき。

- (4) 職員の指示に従わないとき。
- (5) 入居使用料を滞納したとき。
- (6) 正当な理由がなく相当期間使用しないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による入居の許可の取消し、又は使用の停止若しくは制限によって入居者が受ける損害については、その責めを負わない。

(入居者の原状回復義務)

第19条 入居者は、売場等に入居する必要がなくなったとき、又は前条第1項の規定により入居の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復して明け渡さなければならない。

2 入居者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を入居者から徴収する。

(指定管理者による管理)

第20条 アウトドアオアシスの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりアウトドアオアシスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、アウトドアオアシスの休館日を別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりアウトドアオアシスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条（第12条において準用する場合を含む。）、第7条、第8条（第16条において準用する場合を含む。）、第13条、第14条及び第17条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条、第11条、第18条及び前条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりアウトドアオアシスの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がアウトドアオアシスの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（第12条において準用する場合を含む。）（いずれも前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可申請は、当該指定管理者にされた許可申請とみなす。

5 第1項の規定によりアウトドアオアシスの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がアウトドアオアシスの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（第12条において準用する場合を含む。）（いずれも第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の許可を受けたものとみなす。

（指定管理者の業務）

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) アウトドアオアシスの設置目的を達成するために必要な業務
- (2) アウトドアオアシスの使用及び入居の許可に関する業務
- (3) アウトドアオアシスの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（利用料金制）

第22条 第20条第1項の規定によりアウトドアオアシスの管理を指定管理者に行わせる場合は、アウトドアオアシスの使用料及び入居使用料（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

（損害賠償の義務）

第23条 使用者及び入居者（この条において単に入館する者も含む。）は、アウトドアオアシスの施設等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、使用者及び入居者の責めに帰すことのできない事由によるときは、この限りでない。

（審査委員会の設置）

第24条 売場等の入居に係る許可を公正かつ円滑に行うため、西条市アウトドア活動拠点施設入居審査委員会を置く。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第24条及び次項の規定 公布の日

(2) 次に掲げる規定 平成31年7月1日

ア 第6条から第11条まで及び第20条から第23条まで並びに別表第1の規定（キャンプ場に係る部分を除く。）

イ 第12条から第19条まで及び別表第2の規定

(準備行為)

- 2 入居の許可、指定管理者の指定及び西条市アウトドア活動拠点施設入居審査委員会による審査に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行の日（前項第2号に規定する規定の施行の日を含む。）前においても行うことができる。

（西条市石鎚山ハイウェイオアシス館設置及び管理条例の廃止）

- 3 西条市石鎚山ハイウェイオアシス館設置及び管理条例（平成16年西条市条例第181号）は、廃止する。

附 則（令和3年12月23日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和4年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

別表第1（第7条、第22条関係）

（令3条例41・一部改正）

(1) 会議室等使用料

区分	単位	使用料
大ホール	1時間につき	1,800円
中会議室1	1時間につき	400円

中会議室 2	1 時間につき	5 0 0 円
小会議室 1	1 時間につき	4 0 0 円
小会議室 2	1 時間につき	6 0 0 円

備考

- 1 冷暖房を使用するときは、会議室等使用料の 5 割を加算する。
- 2 営利目的に使用するとき、又は付随的に営利を得ることがあるときは、会議室等使用料の 5 割を加算する。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 4 使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。

(2) その他施設使用料

区分		単位	使用料
クライミングウォール		1 トライにつき	1, 0 0 0 円
ボルダリング施設		1 時間につき	5 0 0 円
イベント広場		催しのために利用する場合 1 平方メートル 1 日につき	5 円
キャンプ場	オートサイト	1 5 時 3 0 分～翌日 1 0 時 3 0 分 1 区画につき	3, 0 0 0 円
		1 1 時～1 5 時 1 区画 1 日につき	1, 5 0 0 円
	フリーサイト	1 5 時 3 0 分～翌日 1 0 時 3 0 分 1 区画につき	2, 0 0 0 円
		1 1 時～1 5 時 1 区画 1 日につき	1, 0 0 0 円

備考

- 1 使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。
- 2 使用料の算定において、1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 キャンプ場のオートサイト又はフリーサイトの 1 区画について、2 以上の単位の時間を継続して使用する場合は、各単位の間の 1 0 時 3 0 分から 1 1 時まで及び 1 5 時から 1 5 時 3 0 分までについても使用することができる。この場合において、当該各単位の間の使用に係る使用料は、無料とする。

(3) 備品使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

プロジェクター、スクリーン	一式1回につき	2, 0 0 0 円
---------------	---------	------------

別表第2（第15条、第22条関係）

売場等入居使用料

名称	単位	使用料
アウトドア用品売場	1月につき	4 1 1, 7 0 0 円
おあしす市場	1月につき	9 0, 3 0 0 円